

……として保存しましょう……



百歳の長寿を祝う

坪谷の海野平太郎さん



○：百歳おめでとうございます。坪谷市谷原の海野平太郎さんが三月二十八日に、百歳の長寿を迎えました。四月十八日午前十一時、木村町長、日高郡司社協理事、中野辰巳民生委員総務、井上三三民生委員らが海野さん宅を訪れ、百歳の長寿を祝って座いすを贈り、もつともつと長生きして楽しい老後を送ってほしいと長寿を祝いました。

○：海野さんは明治九年三月二十八日、瀬平の生まれ。若いころは炭焼きなど主に山での仕事をしていました。その後、市谷原の現在地に移り農業も営んできました。今では孫の真さん(五男)と春子さん(四女)夫婦、それにひまごの洋文さん(三子)といっしょに幸せな余生を送っています。

○：海野さんは少し耳が遠くなっていますが、訪れた町長たちから話しかけられるとうれしそうに応待していました。本町には寺迫にことしの六月で百一歳になる海野徳次郎さんがいるので、平太郎さんは二番目の長寿者となります。

昭和51年 5月号 第297号

かしこい消費者になるために

4つの権利を実行

消費者には四つの権利があります。つまり①安全である権利、②知らされる権利、③選択できる権利、④意見をのべる権利——の四つです。この四つの権利を実行できる人が「かしこい消費者」です。

今のわたしたちの生活は、自給自足から商品を買って生活するいわゆる消費生活に入っています。むかしは、着るものから食べるもの、住まうものまですべてが自給自足でまかなっていました。ところが今はどうでしょうか。そのほとんどを商店などから買うことになってまかっています。

たとえば食べるもの。農家でもほとんどが米以外の食料品は買っているのが実状ではないでしょうか。今、みそやしょうゆを自分で



つくる家庭は少なく、ほとんどがよそでつくられたものです。つまり加工された食品なのです。

疑わしきは使わず

ところで、この加工食品のなかには食品添加物を使ったものがあります。この食品添加物は、豆腐の「ニガリ」のように製造上不可欠のもののほか、遠距離輸送や大量生産のとき鮮度を保ったり食中毒の予防のため、栄養強化のためまた食品に魅力をもたせるためなど、さまざまな目的で使われます。

ある調査によると、一日の食事でもわたしたちの体内に入る食品添加物の種類は数十種にのぼるといわれています。その安全性はイヌやマウスなどの動物実験によって決められていますが、なかには疑わしきものもいくつか指摘されています。

ですから、わたしたちは食品の表示をよく読み、不自然なものは買わない、疑わしいものは使わないという心がまえが大切です。

表示の見方を勉強

そこで問題になるのは、せっかく加工食品に表示がしてあるのにその読み方がわからなければなんにもなりません。このようなことで、昭和四十五年に「消費者保護基本法」という法律ができ、国や県市町村で消費者行政をすすめるよ

うになりました。東郷町でも昭和四十六年から企画開発課でその仕事を担当しています。

そして、昭和四十七年から県の消費生活センターを利用して「一日教室」や「移動センター」を開きみなさんにかしこい消費者になっていただく手助けをしています。この四年間に、一日教室で延べ三十二回、六百二十七人、移動センターで延べ六回、三百十九人の人たちがかしこい消費者になるための勉強をつづけています。

移動センター開催

申込受付は月末まで

ことは、一日教室を十五回、移動センターはその希望に応じて開くことにしています。

一日教室は宮崎市にある県の消費生活センターで受講します。このため町のマイクロボスで受講者を送迎します。受講は原則として日曜日を除く日の午前十時から十二時までです。午後は受講者の希望により社会見学をします。

また、移動センターは県の消費生活センターを利用してできない消費者のために、それぞれの地区にでかけて行って勉強します。

なお、これらの受講申込みは四月三十日締め切りでしたが、移動センターについては一カ月延長して五月三十一日まで申込みを受けつけます。グループで申込みをください。(申込み先は企画係)

統計で内閣総理大臣表彰



鶴野内の三原正喜さん(五〇)が内閣総理大臣の表彰をうけ、四月三十日、宮崎市でその伝達をうけました。三原さんは昭和二十二年以来今回まで七回行われた国勢調査で六回も調査員を経験しておられます。

商業統計調査

五月一日現在で実施

国では二年に一回、全国の商業を営む全事業所を対象として「商業統計調査」を実施しています。

この調査はいわば商業についての国勢調査ともいえるべき重要な統計調査の一つです。これは第十三回目の調査の年に当たり、五月一日現在で調査を行います。

今月中に調査員が商店ごとに向って、調査票の記入をおねがいします。お忙しいところお手数ですが、調査票の記入提出についてご協力ください。

個人の町民税

均等割は年額千円

4月19日の臨時町議会にて改正

四月十九日に臨時町議会が開かれ、条例の一部改正三件が審議されました。いずれも原案どおり議決されましたので、そのあらましを紹介いたします。

▽町税条例の一部改正

町民税の個人分均等割の税率が、年額三百円から千円に引き上げられました。改正前の三百円は昭和二十六年以来ずっとおかれていたもの。また、法人などに対する均等割と法人税割の税率もそれぞれ引き上げられました。

また、軽自動車も別表のとおり引き上げられました。いままでの税率は昭和四十年度に改正され

たものです。

なお、個人の町民税均等割と軽自動車税の改正は、昭和五十一年分から適用します。法人の町民税のうち均等割については昭和五十一年四月一日以後に、法人税割については五月一日以後にそれぞれ終了する事業年度分から適用となります。

▽国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険の課税額は、世帯主とその家族のうちの被保険者について算定した所得割額と資産割額、均等割額、平等割額の合算額です。ただし、課税限度額は十

二万円と定められています。そこで、このたびの一部改正によりこの限度額を十五万円と改めました。

また、保険税の増減によって月割課税を行う、被保険者異動のわくが広げられました。

▽名誉町民条例の一部改正

名誉町民に対して尊敬の気持ちを表すため年金制度を新しくつくりました。年額十五万円の年金を生存の期間中支給いたします。

町中央公民館の一室に町図書館があります。

大いに利用して!!

町図書館に3,000冊の本

びかけています。

ところで、町図書館には現在三千冊の本がありますが、ことしの一月から三月までの三カ月間に貸し出した本は四百二十三冊。月平均百四十冊というところです。

昨年一年間の利用状況を見ても増えても減っていません。利用者は役場の職員が近所の人たち。

町民ならどなたでも利用できますが、あまり知られていないのか利用者はいくつかです。そのため、管理にあたっては教育委員会では「大いに利用してほしい」とよ

郷土資料も展示

また、中央公民館には資料室もあり、郷土の文化財や民具などを保管しています。

資料室には県指定文化財の羽坂のつり鐘をはじめ、元禄三年山陰百姓一揆の際百姓たちが藩主に差し出した願書を書いたと言いつた袋、陳がき、日時計などめずらしい八十種類百点余りが展示されています。

先人たちがかつて生活に使った用具などを保存するため、みなさんのご協力をおねがいします。

点滴

抜けるような青空、さんさんと降りそそぐ日の光、頬をなでるかぐわしい風、どれをとっても明るいのが五月です。

▽日本国憲法が昭和二十二年五月三日に施行されたから今年には二十九周年に当たります。確かに憲法などという堅くしるしめにはいきませんが、その前文を讀むと、太平洋戦争で一切のものを失い、これから再び立ち上がろうとしたとき、戦争がいかに罪悪であるか、決して「再び行つてはならない」という決意があらここに受けられます。

▽わずかに七百年足らずのなかに「再び戦争の惨禍が起ることのないよう決意」「……恒久の平和を念願し、平和を維持し、平和のうちに生存する権利を有する」とくり返し平和を希求しています。国内事情も、国際社会の情勢も大きく変わりました。それだからこそ、三十年前の昔に戻つてもう一度読み直すことは意義あることだと思います。

改正後の自動車税

(年税額)

原動機付自転車	
総排気量50cc以下	650円
〃 51~90cc	1,000円
〃 91cc以上	1,300円
軽自動車	
2輪のもの	2,000円
3輪のもの	2,600円
4輪以上のもの	
乗用	
営業用	5,200円
自家用	5,900円
貨物用	
営業用	2,900円
自家用	3,300円
雪上用	2,000円
小型特殊自動車	
農耕作業用	1,300円
その他のもの	3,900円
2輪の小型自動車	3,300円

朝の山日を負ひたれば溪音の冴えこもりつつ露たちわたる 牧水

町の木・花・鳥をいたわろう 住みよい環境づくり

昭和四十八年三月「明るい郷土と豊かな緑づくり」をテーマに、東郷町植樹祭を牧水生家対岸の牧水が丘で開きました。この植樹祭をきっかけに、町民が自然を愛し、自然を保護する情操を養う目的で東郷町の木・花・鳥を公募して指定しました。

町の木『山ぎくら』

山ぎくらは野生のバラ科の喬木で、里ぎくら、白山ぎくらともいいます。関東より南の地方の山地に自生しており、本町の山地にも多く分布しています。三月の中旬ごろからうす紅の新葉とともに白色の五弁花を開きます。花は小形で清らかな趣をそなえ、古くから多くの和歌に詠まれています。また、国の花としても賞美されています。

町の花『尾鈴寒ラン』

わが国に自生するランにはカンラン、ジュンランなどがあります。ランの葉姿は気品にあふれ、花は誇りを知らず、けだかくりしいなかにかれんで高貴な香りをただよわせます。また、ランは花の開花期間の長いことでもほかの花に追随を許しません。本町を東西に縦走する尾鈴連山と、周囲の山脈のふもとは寒ラン原生地の宝庫で、愛ラン家せん望

的となつています。貴重な寒ランの自生地である本町の自然を保護し、自然を愛する心をやしなうたい。そして、寒ランの花のように誇らず、格調高い人づくりにふさわしい花として、尾鈴寒ランを町の花として指定いたしました。

町の鳥『きじ』

きじは日本が原産地で、昔から国鳥の名称があります。きじはよくことわざにでてきます。「きじも鳴かずば射たれまい」とは戒めのことば。「焼野のきじす夜の鶴」は親の子を思ふ情の深いことをいうたとえです。このように、きじは勇気のある鳥であり、しかも沈着、用心深い鳥であるとされています。勇気を表現する題材として、きじを引用した物語も多くあります。きじはヒナを育てるときには、外敵が近づけば果を捨てて飛び去るようなことはしません。落葉を抱いてカムフラージュして冷静に外敵をそらすといわれています。きじのように思慮深く、沈着にして勇気をもつてものごとに当ることは、人づくりにふさわしいと東郷町の鳥にきじを指定したものです。

東郷町の山地にある樹木を無断で採取する人、捕獲禁止されている野鳥まで捕獲する人が年々多くなつており、自然環境が荒されて

毎月納入をお勧めします

国民年金の保険料

国民年金の保険料は四月から千四百円に引き上げられ、納付が行われています。保険料は毎月納めるようにしてください。未納となりますと多額になり、納付も困難となります。また、未納のままですと障害年金や母子年金の年金受給権につながらないことがあります。じゅうぶんに注意ください。

免除ができます

国民年金は保険料を二十五年以上納めて、六十五歳から受給することになっていきます。ところが、どうしても保険料を納めるのが困難な人のために、申請することによって保険料を免除する制度があります。これを申請免除といいますが、保険料は三分の一を国が、三分の二を本人が負担することになっています。ですから、免除するのは本人の負担分ということですから、国の負担する三分の一の額は免除期間中も積み立てられるわけです。したがって、免除された分については受給権ができますが、未納のままでは無効となります。事情があつて保険料が納められない人は、必ず免除の申請をしてください。手続きは印かんを持って住民課福祉係までおいでください。

おわび

先月号で、福祉年金の定時届の期日を五月七日とお知らせしましたが、五月六日の誤りでした。おわびして訂正いたします。

十三 昭和時代⑬

塩月儀市

昭和三十七年に公営住宅を坪谷に八戸、小野田に十二戸を建設しました。

この年に東郷診療所を廃止して、ベッド数二十九床を有する東郷村立東郷病院を設置しました。

七月に東郷村農業構造改善対策審議会を設置しました。この会は本村農林業の構造改善を行う段階を審議検討し、村長の諮問に応ずることを目的としたものです。主な事業として農林業家の就業構造基礎調査、基幹作目設定の検討でした。結果はつぎのとおりです。

- ①今後の農業経営について 一〇四六
- 現状のままではよい 五八五
- 経営を縮小したい 一〇四
- 農業をやめたい 一八一
- ②耕地集団化について 五七三
- 集団化を希望しない 二八七
- ③土地改良について 一五三一
- 改良を希望しない 一四八



パイロット地区として寺迫地区、田野地区、鶴野内地区を指定しました。役場事務改善の具体案を作成するために企画室を設け、総務課長が室長を兼務しました。昭和三十八年一月一日から役場事務を改善しました。明治二十二年に町村制が施行されて以来の事務を根本的に改め、事務の効率化と正確化、合理化をはかりました。そして住民サービスの向上のために組織の再編成と事務器具を購入し、窓口事務の総合管理、文書の集中管理、税務事務の総合管理を行いました。



町の交通安全対策協議会が四月十日、町立病院前の国道三二七号線でドライバーにコーヒーマシンの接待をしました。この日はちょうど交通安全の運動期間中で、婦人会と青年の協力をえて、約二百人のドライバーに交通安全をよびかけました。



四月二十七日午前十時三十分より、中央公民館で公民館婦人部のリーダー研修会がありました。この研修会は公民館婦人部のあり方、リーダーとしての心がまえなどについて、教育委員会が毎年開いているものです。この日はグループの会長など六十人が参加し、十二時三十分まで熱心に受講していました。研修会は、県社会教育講師団の中村西平さんが「青少年教育の諸問題」と題して講義をしました。

お知らせ



町道の認定基準

町道の認定基準を改正し、ことしの三月三十一日から施行しました。基準はつぎのとおりです。

- ① 集落(おおむね戸数三戸、人口十人以上の集落)とこれと密接な関係にある集落、または国・県・町道に直接連絡する道路であること。
- ② 路線の延長がおおむね百メートル以上であること。
- ③ 路線の幅員がおおむね三メートル以上であり、かつ普通自動車の交通可能な道路であること。
- ④ 道路敷地が町道としてただちに登録のできる条件を具備しているものであること。
- ⑤ 原則として生コンクリート舗装以上の整備がされている道路であること。

ゴミの出し方

燃えるゴミは緑色の袋

四月からゴミの収集を行っています。燃えるゴミの出し方について再度おねがいします。

- ① 燃えるゴミと燃えないゴミを完全に分ける。
- ② ゴミ袋は町の指定した袋を使用し、燃えるゴミは緑色の袋、燃えないゴミは赤色の袋に入れる。
- ③ ゴミは収集日の朝、八時三十分までに指定の場所に出す。
- ④ ゴミはおおむね十リットル以下、体積五十立方センチ以下とする。
- ⑤ 台所から出る野菜くず、残飯などはじゅうぶんに水切りをし、袋の口をヒモでむすぶ。
- ⑥ ゴミの収集場所の整頓と美化に心がける。

県税の自動車税

納期は5月31日です

日向県税事務所では、自動車税は五月三十一日までに納めてほしいとよびかけています。みなさんのお手元に納税通知書が送られてきますので、日向県税事務所か郵便局、農協などで納めてください。また、便利な口座振替もご利用ください。

今年度から自動車税が変わりました。たとえば、普通乗用車で二万一千円の税額が二万七千五百円に、二万四千円が三万一千五百円というようになっています。

なお、自動車を廃車したり下取りに出したようなときは、忘れずに陸運事務所に登録するか、県税事務所へご連絡ください。放っておくと課税台帳が整理されません

今月の納税

固定資産税 一期
納期 五月三十一日

ので、いつまでも自動車税の納税通知書が送られてきます。

心配ごと相談所

毎月第三火曜日に開設

町社会福祉協議会では、みなさんが日ごろ困っていることや悩んでいることなど心配ごとの相談に応じています。

毎月第三火曜日の午前十時から十二時まで、老人福祉館で開いています。この日以外でも各地区の民生委員に相談されてもけっこうです。すべて無料で、相談の内容は他にもらすことはありません。相談は電話でも受け付けます。生活が苦しい、家庭の不和、非行のある子ども、交通事故などどんなことでもかまいません。

東郷町心配ごと相談所

電話 一一六番

戸籍手数料が改正

このほど戸籍手数料令が改正され、五月一日から戸籍の謄・抄本の手数料は枚数に関係なく一通につき二百円になりました。改められた手数料のおもなものはつぎのとおりです。

- ▽戸籍の謄・抄本 一通二百円
 - ▽除籍の謄・抄本 一通三百円
 - ▽戸籍記載事項証明 一件百円
 - ▽除籍記載事項証明 一件二百円
 - ▽受理証明書 一通百円
 - ▽上質紙使用の婚姻届などの受理証明書 一通八百円
 - ▽戸籍簿の閲覧 一戸籍百円
 - ▽除籍簿の閲覧 一戸籍二百円
 - ▽届書類の閲覧 書類一件百円
- なお、戸籍の謄抄本などを郵便で請求される場合は、必ず現金書留か郵便局の定額小為替で手数料を納めてください。

善意のともしび

社会福祉事業に役立ててくださると、町民のみなさんからたくさん善意がよせられています。厚くお礼を申しあげます。

△匿名寄付

- ▽八重原の甲斐栄さんから(如之助さん・83歳ご死去)
- ▽坪谷の那須良作さんから(ヒデ

人口	
51年4月1日現在	()は対前月比
男	3,296人 (-30)
女	3,436人 (-50)
総数	6,732人 (-80)
世帯数	1,755世帯 (-1)

さん・88歳ご死去)
▽坪谷の伊勢田進さんから(コヨさん・58歳ご死去)
東郷町社会福祉協議会

戸籍だより

3月届出分

出生おめでとう

赤ちゃんの名	父の名	部落
塩月 彩梯二	河野 和利	八重原
田代 聖栄	菊池 俊行	鶴野内
植田 嘉健	須田 美穂	小野田

結婚おめでとう

氏名	部落
児谷 玉口	福向瀬
寺野 英泰	日向市
黒木 幹明	群馬県
桑原 富利	坪谷町
黒田 原井	坪谷町
寺田 勝美	羽野内

冥福を祈ります

氏名	年令	部落
甲斐 克マ	71	仲深
鈴木 春治	71	鶴野内
甲斐 卯之助	83	八重原
那須 比之助	87	坪谷
伊勢田 コヨ	58	坪谷